

条件付一般競争入札公告

条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき、入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を定め、当該資格者を有する者により当該入札を行わせるため、地方自治法施行令第 167 条の 6（みなかみ町財務規則第 128 条第 1 項）の規定により次のとおり公告する。

令和 4 年 6 月 15 日

みなかみ町長 鬼頭 春二



記

1 工事概要等

- (1) 工事名 令和 4 年度 旧水上中学校 プール建設工事
- (2) 工事場所 利根郡みなかみ町 湯原 地内
- (3) 工期 みなかみ町議会議決の日から令和 5 年 3 月 31 日まで
- (4) 工事概要 建築工事（建築・電気設備・機械設備 一式）
屋外水泳プール及び付随施設新築 一式
- (5) 最低制限価格 有
- (6) 入札保証金 免除
- (7) 契約保証金 要
- (8) 前払金 有
- (9) 予定価格 金 228,000,000 円
(消費税及び地方消費税相当額を除く。)

2 入札方法

- (1) 参加形態 単体企業または、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という）のいずれかによる参加
- (2) 執行方法 ぐんま電子入札共同システムによる電子入札

3 入札参加資格

3-1 単体企業で参加する場合については、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。なお、資格要件の基準日（以下「基準日」という。）は「入札公告の日」とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (2) 基準日において、令和 4・5 年度みなかみ町競争入札参加資格者名簿（財務規則第 139 条第 1 項に規定する名簿。以下「入札参加資格者名簿」という。）に登録されている者で、かつ、「建築一式工事」の A 等級に格付けされている者。
- (3) 入札公告の日から入札日までの期間において、群馬県建設工事請負業者等指名停止措置要綱（昭和 61 年 4 月 1 日群馬県要綱）第 2 条第 1 項及びみなかみ町建設工事請負業者等に係る指名停止等の措置要綱（平成 17 年告示第 9 号）第 2 条第 1 項に基づき指名停止の措置が講じられている期間中でない者。
- (4) みなかみ町条件付一般競争入札実施要綱（平成 19 年告示第 86 号、以下「要綱」という。）第 7 条に規定する資格要件を欠く者でないこと。
- (5) 当該工事において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 19 条の 2 に規定する現場代理人を配置するとともに、建築一式工事について同法第 26 条に規定する技術者を配置すること。なお、技術者にあっては 1 級建築施工管理技士以上の国家資格を有し（国土交通大臣がこれと同等以上の能力を有すると認定したものを含む）、かつ監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者で、引き続き 3 カ月以上の雇用関係がある者を適正に配置できること。
- (6) 建設業法等の関係法令に基づく施工資格等の要件を満たす者で、かつ、群馬県利根郡みなかみ町内に建設業法に基づき設置された本社を置く者。
- (7) 国又は地方公共団体が発注した建築一式工事を過去 10 年以内に元請負人（共同企業体の構成員も含む）として完工した実績のある者。
- (8) 建設業法の規定に基づき建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

3-2 共同企業体で参加する場合については、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 共同企業体の要件

ア 構成員の数

3 者以内とする

イ 構成員の組合せ

① 3-2(2) のすべてを満たす構成員 2 者以内と、3-2(3) のすべてを満たす代表構成員 1 者の組合せとする。

② 群馬県利根郡みなかみ町内に建設業法に基づき設置された本社、または営業所を有する構成員同士からなる共同企業体。

ウ 結成方法

自由意志による自主結成方式とする。

エ 最小出資比率

構成員 2 者の場合は 30 パーセント以上、構成員 3 者の場合は 20 パーセント以上とする。

オ 存続期間

① 当該工事の請負契約の相手方となった共同企業体

当該工事の完了後3ヶ月を経過した日までとする。当該期間満了後において、当該工事の瑕疵担保責任がある場合は、各構成員が連帯してその責を負うものとする

② 当該工事の請負契約の相手方とならなかった共同企業体

当該工事の請負契約が締結された日をもって解散されたものとみなす。

(2) 構成員の要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- イ 入札公告の日から入札日までの期間において、群馬県建設工事請負業者等指名停止措置要綱（昭和61年4月1日群馬県要綱）第2条第1項及びみなかみ町建設工事請負業者等に係る指名停止等の措置要綱（平成17年告示第9号）第2条第1項に基づき指名停止の措置が講じられている期間中でない者。
- ウ 要綱第7条に規定する資格要件を欠く者でないこと。
- エ 国又は地方公共団体が発注した建築一式工事または管工事を過去10年以内に元請負人（共同企業体の構成員も含む）として完工した実績のある者。
- オ 本件工事において2以上の共同企業体の構成員になっていない、あるいは単体企業での参加申請を行っていない者。
- カ 群馬県利根郡みなかみ町内に建設業法に基づき設置された本社、または営業所を置く者
- キ 基準日において、入札参加資格者名簿に登録されている者で、かつ、「建築一式工事」のAもしくはB等級、または「管工事」のA等級に格付けされている者。

(3) 代表構成員の要件

- ア 3-2(2)アからカまでに定める要件を満たしている者。
- イ 基準日において、入札参加資格者名簿に登録されている者で、かつ、「建築一式工事」のA等級に格付けされている者。
- ウ 建設業法の規定に基づき建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- エ 当該工事において、建設業法第26条による監理技術者を配置することができること。
- オ 代表構成員は、当該工事において中心的な役割を担う者で出資比率が構成員中最大（同比率も可）の者であること。

4 入札参加申請

入札参加申請希望者は、次に掲げる書類（以下「参加申請書」という。）をぐんま電子入札共同システムを通じて様式を取得のうえ、必要事項を入力したPDF形式のファイルを添付し提出するものとする（押印不要）。また、期限までに参加申請書を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加できないものとする。

入札資格を認められた者であっても、入札期日に資格要件を欠いたときは、入札に参加することができない。また、2以上の申請を行った場合、その申請は無効とする。

- (1) 一般競争入札（条件付）参加資格確認申請書（要綱様式第1号）
- (2) 監理技術者配置予定調書（要綱様式第2号）
- (3) 同工種施工実績調書（要綱様式第3号）

※添付書類

経営事項審査結果通知書（最新のもの）

法人町民税の完納証明書（納税義務がある場合）

配置予定技術者の資格証等の写し

（共同企業体として入札参加申請を行う場合は上記に加え、共同企業体協定書または他の構成員から代表構成員に対し、入札及び契約の権限を委任する委任状を添付のこと。）

5 入札日程

- (1) 申請受付期間 公告日の翌日から令和4年6月29日まで
- (2) 確認通知書発行 令和4年7月1日頃
- (3) 質問受付期間 公告日の翌日から令和4年6月29日まで
- (4) 質問回答日時 令和4年7月1日頃
- (5) 入札書受付日時 確認通知書発行日から令和4年7月8日 17時00分まで
- (6) 開札・通知 令和4年7月11日 10時00分より

※1 設計図書に対する質問がある場合は、所定の質問書に内容を簡潔にまとめて記載し、学校教育課教育環境対策室 (office-kyo-gaku@town.minakami.gunma.jp) までファイル形式を変更せずに添付ファイルとして電送すること。なお、回答にあたっては、質問者に対して回答するものとし、質問書の送信されたメールアドレス宛てに回答書を送付する。

※2 参加資格確認申請提出、確認通知発行後に入札参加辞退する場合は辞退届提出のこと。

※3 上記の期間は、土曜日、日曜日、祝日及び祭日を除く午前8時30分から午後5時00分まで（午後0時から午後1時までを除く。）とする。

※4 現場説明会は行わない。

6 入札の注意事項

- (1) 入札に際し、入札金額に対応する工事費内訳書（指定様式）を提出すること。提出された工事費内訳書は開示することがある。
- (2) 入札執行回数は1回とする。なお、参加申請者がいない場合中止とし、落札者がいない場合は入札不調とする。
- (3) 落札の決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札金額とすること。（入札額は消費税及び地方消費税を除く。）
- (4) 予定価格の範囲内の価格かつ最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。なお、最低の価格が2者以上となった場合は、電子くじで落札候補者を決定する。
- (5) 本公告に示した競争入札において、必要な資格のない者、虚偽の記載を行った者及び入札時点で、3に規定する入札に参加する者に必要な資格に関する事項の掲げる資格の無い者の行った

入札は無効とする。

- (6) 工事費内訳書の合計金額（消費税及び地方消費税を除く。）と入札金額に相違があるときは、その入札書は無効とする。

7 契約の締結

- (1) 落札者は、落札通知を受けた日から 5 日以内に契約を締結しなければならない。
- (2) みなかみ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年条例第 47 号）の規定により、町議会において可決されるまでの間は、仮契約となる。

8 その他

- (1) 入札参加申請の後に入札を辞退する場合は、当該入札の開札時間前までに電子入札共同システム上で辞退処理を行うこと。
- (2) 本工事は、賃金や資材等の急激な変動が認められる場合、スライド条項（公共工事標準請負契約約款第 25 条関係）を適用することがある。
- (3) 地域経済の活性化及び町内事業者の育成・振興と地域雇用の促進を図る観点により、本件工事の下請施工及び資材調達にあたり、可能な限り町内事業者を活用するよう十分配慮すること。

9 問い合わせ先

- (1) 申請手続き 利根郡みなかみ町後閑 318 番地
みなかみ町役場 総合戦略課 財政・契約係
TEL 0278-25-5005
FAX 0278-62-2291
- (2) 工事内容 利根郡みなかみ町後閑 318 番地
みなかみ町教育委員会事務局 学校教育課 教育環境対策室
TEL 0278-62-2275
FAX 0278-62-0632

上記に定めるもののほか、必要事項は地方自治法及び同施行令並びに町財務規則、建設工事執行規則及び関係要綱の定めによる。